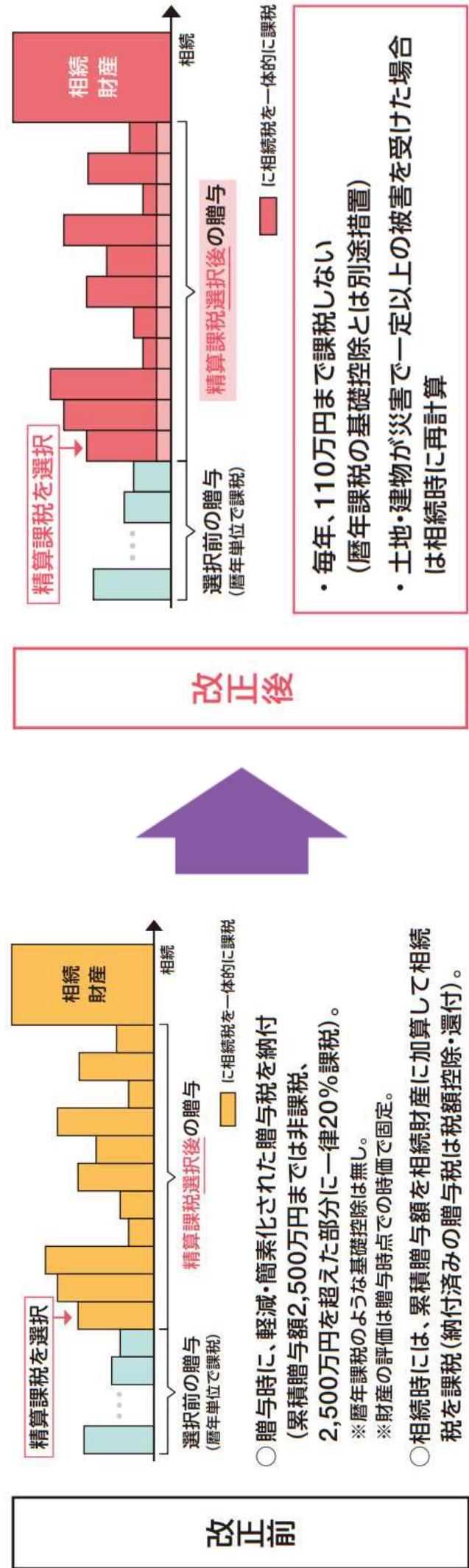


相続時精算課税制度の見直し

改正概要

- 相続時精算課税制度について、現行の暦年課税の基礎控除とは別途、110万円の基礎控除を創設（※1）するとともに、相続時精算課税で贈与を受けた土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合に相続時にその課税価格を再計算（※2）する見直しを行う。
 - （※1）令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用される。
 - （※2）令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受けた場合について適用される。



出典：財務省 令和5年度税制改正